

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書
（一般乗合旅客自動車運送事業）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項
・当社が保有する乗合バス車両においては、2018年度末時点のノンステップバス導入率は2.3%にとどまっている。（適用除外車両を除く）こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、2021年までに10台をノンステップバスに置き換える。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・係員によって対応が異なるというご意見を頂くため、2020年度までに全ての係員に対して接遇の研修を行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを10台導入する。(2019～2021年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車イスでのバス利用方法の掲載	・車イスにてバスを利用したことがない乗客のために、乗車方法をホームページに掲載する。(2019年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供	・車内の液晶運賃表示器を50台設置する。(2019～2021年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・乗務員を対象にした、高齢者・障がい者の方の乗降支援に関する教育を実施する。(2019年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・職員のバリアフリーに対する理解度を図るべく定期的に試験を行い、会社内の次年度以降の教育訓練の方針策定の検討材料とする。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。